

# 万葉古代学研究所第2回主宰共同研究総論

寺川眞知夫

第一回の主宰共同研究は「万葉集とユーラシアⅠ」という、大きなテーマで広い視野に立って共同研究を行いました。共同研究の過程で、焦点が恋の歌に絞られることになり、その成果は平成十六（2004）年九月十九日の当万葉文化館イベントホールにおけるシンポジウムにおいて核となる成果を発表し、翌年三月に公刊された「万葉古代学研究所年報」第三号において詳細を公表しました。

今回の第二回主宰共同研究は、第一回の流れをうけ、「古代儀礼と万葉集」のテーマで主として挽歌に焦点を当て、周辺の問題にも目をむけて、喪葬儀礼と歌（挽歌）の問題を扱いました。初回は全体の打ち合わせを行い、研究討議は、第二回例会から始め、共同研究員九名（内研究所員五名）とテーマと地域を広げての講師の方のお話を加えるという形で行いました。その研究討議のテーマは、次の通りです。

第二回研究会（平成十七（2005）年八月四日）

辰巳正明研究員（國學院大學教授）

「中国貴州省トン族の葬送儀礼について」

嶋田義仁研究員（名古屋大学教授）

「アフリカ大陸における各民族の文化と儀礼について」

第三回研究会（平成十七（2005）年八月五日）

鎌田東二研究員（京都造形芸術大学教授）

「日本における儀礼文化について」

松田信彦研究員（万葉古代学研究所主任研究員）

「上代日本文献における死者儀礼と死生観に関する記録の文献目録」

井上さやか研究員（万葉古代学研究所主任研究員）

「万葉集を中心とした死者儀礼に関する文献目録」

第四回研究会（平成十七（2005）年一月二三日）

後藤明講師（同志社女子大学教授）

「東南アジア島嶼部・オセアニアにおける死者儀礼について」

松田信彦研究員（万葉古代学研究所主任研究員）

「記紀の死者儀礼に関する基礎資料について」

第五回研究会（平成十八（2006）年一月七日）

藤村久和講師（北海学園大学教授）

「アイヌ文化の葬送觀について」

第六回研究会（平成十八（2006）年一月八日）

李岩講師（中国・中央民族大学教授）

「中国朝鮮族の葬送儀礼について」

第七回研究会（平成十八（2006）年七月一七日）

寺川眞知夫研究員（万葉古代学研究所長・同志社女子大学教授）

「高市皇子挽歌誦詠の場と儀式－憶良の日本挽歌を参考に－」

井上さやか研究員（万葉古代学研究所主任研究員）

「『万葉集』における挽歌表現」

第八回研究会（平成十八（2006）年八月五日）

鎌田東二研究員（京都造形芸術大学教授）

「日本神話および和歌・歌謡における死と葬送観」

松田信彦研究員（万葉古代学研究所主任研究員）

「日本書紀の葬送記事からみた日本古代の葬送儀礼」

第九回研究会（平成十八（2006）年八月六日）

辰巳正明研究員（國學院大學教授）

「櫛原神宮創建と高天の原神学」

辺見葉子講師（慶應義塾大学助教授）

「中世英文学およびケルト語文学にみる死生観と葬送儀礼」

第十回研究会（平成十八（2006）年一〇月一日）

藤井麻湖講師（愛知淑徳大学専任講師）

「モンゴルの葬送儀礼—モンゴルにおける死生観—」

松尾光研究員（万葉古代学研究所副所長）

「挽歌の作者と対象」

第十一回研究会（平成十八（2007）年一月七日）

高橋孝信研究員（東京大学教授）

「タミル古代文学のジャンル分け—puramは「英雄詩」か「雑歌」か—」

上野誠研究員（万葉古代学研究所副所長・奈良大学教授）

「白い喪服の古代学」

第十二回研究会（平成十八（2007）年一月八日）

全体の総括

というものがありました。

この共同研究では古代儀礼とはいいながら、特に『万葉集』の挽歌との関連で葬送儀礼の関係に焦点を当てました。『万葉集』の時代には葬送儀礼に挽歌が伴っていたようにみえますが、現代の日本では葬儀場においてバックグラウンドミュージックが流されることはあっても、また故人が歌人であったり、葬儀委員長が歌人であって、弔辞に歌を添えることはあっても、一般的には故人の死を惜しむ歌が歌われることはありません。世界全体というわけにはいきませんが、広く他地域に目を向けてみても、葬送儀礼には必ず挽歌がかかわっているわけではないようです。もちろん、世界のそれぞれの地域にも歴史があり、そこでの葬送儀礼と歌の関係にも歴史的変化のあったことは想定されます。その変化は消失というだけではないでしょう。あるいは逆の現象、つまり、新しく喪葬において歌が歌われるような現象も生まれてくることもありえたと想定されます。したがって、現状を捉えて単純に過去を想定し、それとの関連で『万葉集』の挽歌を捉えることはできないかもしれません。

日本においては現代では葬送の儀式において歌が歌われることはありませんが、『万葉集』に挽歌が遺されているだけでなく、周知の如く、古くは『魏志』倭人伝が伝える喪葬習俗にも、歌舞がなされたことが窺えます。

其の死には、棺有りて、槨無し。土を封じて冢を作る。始め、死するや喪を停むること十餘日。時に当たりて、肉を食はず、喪主哭泣し、他人就きて歌舞飲酒す。已に葬れば、家を擧げて、水中に詣りて澡浴し、以て練沐の如くす。  
(『魏志』倭人伝)

とあって、喪主以外の者が歌舞したことを伝えています。飲酒も伴っていますから、どのような性格の歌であったのか、つまり復活を促すような活発な歌であったのか、それとも死を惜しむ歌であったのかは明確ではありません。礼記では楽しみの歌を歌うことを止めるべきだとしていますが、挽歌を詠うことには言及しません。しかし、これまた周知の如く、樂府には、

崔豹の『古今注』に曰はく、「『薤露』、『蒿里』は泣喪歌なり。本、田横の門人に出づ。横自殺し、門人之を傷む。為に悲歌を作りて、言はく、「人命は奄忽たり、薤上の露るるが如しくして晞滅し易きなり。亦、人死して、魂魄は蒿里に帰ると謂ふ。漢の武帝の時に至りて、李延年分ちて、二曲と為す。『薤露』は王公貴人を送り、『蒿里』は士大夫庶人を送る。柩を挽く者をして之を歌は使む。亦、之を挽歌と謂ふ。」といふ。（中略）杜預云はく、「死を送る『薤露』歌は即ち、喪歌なり。田横より始まるにあらざるなり。」といふ。

（『樂府詩集』卷第二十七・「相和歌辭二」相和曲 中）

と、挽歌のあったことを伝えていますから、古代中国においても挽歌が詠われないということはなかったように見えます。

また、『古事記』・『日本書紀』の国譲神話には有名な天若日子（天稚日子）の喪葬儀礼の場面があり、どの時点のどのような場で、誰がどのように歌ったものか、

是に天なる天若日子の父、天津國玉神また其の妻子聞きて、降り來て哭き悲しみて、乃ち其處に喪屋を作りて、河鷙をきさりもちとし、鷺を掃持とし、翠鳥を御食人とし、雀を碓女とし、雉を哭女とし、かく行ひ定めて、日八日夜八夜を遊びき。

（『古事記』）

といった記述があり、『日本書紀』でも同様に、

天稚彦が妻下照姫、哭き泣ち悲哀びて、声天に達ゆ。是の時に、天国玉、其の哭ぶ声を聞きて、則ちかの天稚彦の已に死れたることを知りて、乃ち疾風を遣して、戸を擧げて天に致さしむ。すなはち喪屋を造りて、殯す。即ち川鷹を以て、持傾頭者及び持帚者とし、（一に云はく、鶴を以て持傾頭者とし、川鷹を以て持帚者とすといふ。）、又雀を以て春女とす（一に云はく、乃ち川鷹を以て持傾頭者とし、亦持帚者とす。鷗を以て戸者とす。雀を以て春者とす。鷦鷯を以て哭者とす。鷄を以て造綿者とす。鳥を以て宍人者とす。凡て衆の鳥を以て任事す。）しかうして八日八夜、啼び哭き悲び歌ぶ。

（『日本書紀』第九段本文）

といった記述がみえます。『日本書紀』の表記でみると、哀悼の意を表す哀傷歌であったかとみられますが、葬儀の時の何時、如何なる場で歌われたのか、その歌は創作歌であったのか、伝誦歌であったのかはやはり不明です。歌の性格がわかるのは、『万葉集』の他では『古事記』の倭建命討征における命の死の場面です。ここでは、

是に倭に坐す后等また御子等、諸下り到りて、御陵を作り、即ち其地の那豆岐田に匍匐ひ廻りて、哭爲して歌曰ひたまひしく、

なづきの田の稻幹（いながら）に稻幹に

匍（は）ひ廻（もとほ）ろふ 野老蔓（ところづら）

とうたひたまひき。是に八尋白智鳥に化りて、天に翔りて浜に向きて飛び行でましき。爾に其の后また御子等、其の小竹の苅柵に、足跡り破れども、其の痛きを忘れて哭きて追ひたまひき。此の時に歌曰ひたまひしく、

浅小竹原（あさじのはら） 腰なづむ 空は行かず 足よ行くな

とうたひたまひき。又其の海塩に入りて、なづみ行きましし時に、歌曰ひたまひしく、

海処（うみが）行けば 腰なづむ

大河原（おほかはら）の植（う）ゑ草（ぐさ） 海処（うみが）はいさよふ  
とうたひたまひき。又飛びて其の磯に居たまひし時に、歌曰ひたまひしく、  
浜つ千鳥（ひとり） 浜よは行かず 磯伝（いそづた）ふ  
とうたひたまひき。是の四歌は、皆其の御葬に歌ひき。故、今に至るまで其の歌は、天皇の大御葬に歌ふなり。  
（『古事記』景行天皇）

というように、倭建命の死の際にその後や御子たちが歌った歌が、天皇の喪葬において歌われる伝誦歌となったとしています。この説に従えば天皇の葬儀には挽歌として伝誦歌が歌われていたことになります。昭和天皇の葬儀においてもこれらが歌われましたが、ずっと伝承されてきたわけではありません。これを挽歌とみれば、『樂府』の伝える薤露に近いといえます。『文選』にみられるように、薤露を承けて様々なバリエイションの詩は作られるが、この薤露そのものは貴人の喪葬に歌われた伝誦歌とするのに共通します。しかし、『万葉集』の挽歌はこうした伝誦歌ではなく、『文選』の薤露のように、創作歌です。

日本での創作歌としての挽歌が最初にみえるのは、『上宮聖德法王定説』で、聖德太子が薨じた時（帝説・天寿国繡帳等は三十年二月二十二日、推古紀は二九年二月五日とする）に臣勢三杖大夫の詠んだ歌として、

伊加留我乃 止美能乎何波乃 多觀婆許会 和何於保支美乃 弥奈和須良觀米  
美加弥乎須 多婆佐美夜麻乃 阿遲加氣尔 比止乃麻乎之志 和何於保支美波母  
伊加留我乃 己能加支夜麻乃 佐可留木乃 蘇良奈留許等乎 支美尔麻乎佐奈

の三首の歌を上げています。第一首目の歌は類型的発想の歌というか、後に類型的に継承されると表現を形成しています。この時のことは他の「法隆寺金堂坐釈迦佛光後銘文」をあげて釈する部分にみえ、膳大刀自と聖德太子の何れが先に薨くなかったかを論じて、

故、今、此の銘文に依るに、応に壬午の年正月廿二日に聖王病に枕したまふと言へり。即ち、同じ時に膳大刀自、労を得るなり。大刀自は二月廿一日に卒するなり。聖王は廿二日に薨するなり。是以て明に膳夫人先の日に卒すと知るなり。聖王は後の日に薨するなり。則ち証歌に曰はく、

伊我留我乃 止美能井乃美豆 伊加奈久尔 多義但麻之母乃 止美乃井能美豆  
是の歌は膳夫人の病に臥して、没に臨まむとする時、水を乞ふ。然して、聖王、許したまはずして、遂に夫人卒するなり。即ち、聖王、誄して是の歌を詠みたまふ、即ち其の証なり。但し、銘文の意は顯に夫人の卒する日なり。聖王の薨ぜし年月は注ざざるなり。然して、諸の記文は分明に、壬午年二月廿二日甲戌夜半、上宮聖王薨逝したまふと云へり。

（『上宮聖德法王帝説』）

と歌をあげています。<sup>(1)</sup>この記述は事実であったかどうかはともかく、「誄して歌を詠みたまふ」としています。誄というと、殯宮において奏せられた追悼の言葉ですが、このばあいは儀式的なものであつたかとはいきません。それというのもこの記述によれば、この時にすでに聖德太子も病気であり、翌日には薨じたとしているからです。しかし、ここは誄として歌が歌われることがあったという観念に支えられて記されているようにもみえます。すると、この『上宮聖德法王帝説』が編まれた頃には、そうした事実があったといえなくもありません。

この他、『日本書紀』は、斉明朝のこととして、中大兄の妃の一人造媛が亡くなったとき、野中川原史満が、挽歌二首を奉ったと記しています。すなわち、

皇太子、造媛徂逝ぬと聞きて、愴然傷怛みたまひて、哀泣みたまふこと極めて甚なり。是に、野中川原史満、進みて歌を奉る。歌ひて曰はく、

山川（やまがは）に 鷺鷥（をし）二つ居て 偶（たぐひ）よく 偶へる妹を 誰か率にけむ  
(其一)

本毎に 花は咲けども 何とかも 愛（うつく）し妹が また咲き出来ぬ  
(其二)

皇太子、慨然頽歎（なげ）き褒美（ほ）めて曰はく、「善きかな、悲しきかな」といふ。乃ち御琴を授けて唱（うた）はしめたまふ。

とあります。『万葉集』の日本挽歌のありようなど、哀傷歌に展開していく流れに重なっており、喪葬儀礼において歌われる意味での挽歌ではないようにみえます。また、齊明天皇も、孫の死を悼んで歌を詠んだとしています。この場合、

（齐明天皇四年）五月に、皇孫（みまご）建王、年八歳にして薨せましぬ。今城谷の 上に、殯を起てて收む。

天皇、本より皇孫の有順なるを以て、器重めたまふ。故、不忍哀したまひ、傷み慟ひ たまふこと極めて甚なり。群臣に詔して曰はく、「萬歳千秋の後に、要す朕が陵に合せ 葬れ」とのたまふ。廻ち作歌して曰はく、

今城（いまき）なる 小丘（をむれ）が上に 雲だにも 著（しる）くし立たば 何か歎かむ  
(其一)

射ゆ鹿猪を 認（つな）ぐ川上の 若草の 若くありきと 吾が思はなくに  
(其二)

飛鳥川 漲（みなぎら）ひとつ 行く水の 間も無くも 思ほゆるかも  
(其三)

天皇、時時に唱ひたまひて悲哭す。

と、殯の時の歌のようにみえる記述をともなっていますが、明確にそのように記されず、やはり哀傷歌的性格を伺わせています。齐明天皇は、この他にも、建王を悼む歌を、

冬十月の庚戌の朔甲子に、紀温湯に幸す。天皇、皇孫建王を憶でて、愴爾み悲泣びた まふ。乃ち口号して曰はく、

山越えて 海渡るとも おもしろき 今城の中は 忘らゆまじ  
(其一)

水門の 潮のくだり 海くだり 後も暗に 置きてか行かむ  
(其二)

愛しき 吾が若き子を 置きてか行かむ  
(其三)

秦大藏造万里に詔して曰はく、「斯の歌を伝へて世に忘らしむること勿れ」とのたまふ。

と詠んでいます。すでに、愛すべき者の死に際して個人的な思の表現として哀傷歌を歌うことがあったわけです。これらが伝統的な儀式歌としての挽歌から生じてきたものなのかどうかは明確ではありません。

このように、葬儀と歌の関係は曖昧ですが、人の死に際してそれを悼んで歌を詠む文化の存在したことは知られるように思います。

『万葉集』の挽歌では早い方に属する天智天皇の崩御前後の倭姫命后の歌は殯宮における伝統的な女性の歌とされるのですが、これも実のところはよくわかりません。天智天皇のときの喪葬に関連して詠まれた死を悼む歌としては、

天皇聖躬不予以の時、大后的奉る御歌一首

天の原 振り放け見れば 大君の 御寿は長く 天足らしたり  
(二一一四七)

一書に曰はく、近江天皇、聖軀不豫御病急かなる時、大后的奉獻る御歌一首

青旗の 木幡の上を かよふとは 目には見れども直に 逢はぬかも  
(二一一四八)

天皇崩りましし後、倭大后的作りましし御歌一首

人はよし 思ひ止むとも 玉鬘 影に見えつつ 忘らえぬかも  
(二一一四九)

天皇崩りましし時、婦人が作る歌一首 姓氏未だ詳らかならず  
うつせみし 神に堪へねば 離り居て 朝嘆く君 放り居て わが恋ふる君 玉ならば 手に巻  
き持ちて 衣ならば 脱く時もなく わが恋ふる 君そ昨の夜 夢に見えつる

(二一五〇)

天皇の大殯の時の歌二首

かからむの 懐知りせば 大御船 泊てし泊りに 標結はましを (二一五一) 頼田王  
やすみしし わご大君の 大御船 待ちか戀ふらむ 志賀の辛崎 (二一五二) 舎人吉年

大后の御歌一首

鯨魚取り 淡海の海を 沖放けて 潜ぎ来る船 辺附きて 潜ぎ来る船 沖つ櫂 いたくな撥ねそ  
辺つ櫂 いたくな撥ねそ 若草の 夫の 思ふ鳥立つ (二一五三)

石川夫人の歌一首

ささ浪の 大山守は 誰がためか 山に標結ふ 君もあらなくに (二一五四)

なども、類型的発想はみられるものの、すでに個別的な創作歌、ある意味では哀傷歌に相当する挽歌  
であるように見られます。

このように習俗的な現象として葬儀と歌の関係は世界においてはどのような形で存在するのかしないのか、目を向けてみると、如何なる様相が浮かび上がってくるのでしょうか。喪葬についての習俗が異なるように、喪葬と歌の関係もすべての世界に共通するものではありませんが、それでも深い繋がりをみせる地域もあります。このような世界の習俗を見てみることで、また伝説的な歌と個別的な創作歌との関係を眺めてみてることで、『万葉集』の挽歌はどのような位置にあるのかも明らかになってくるものと思われます。

嶋田義仁研究員によって報告されたアフリカ大陸における各民族、後藤明氏によって報告された東南アジア島嶼部・オセアニア、藤村久和講師によって報告されたアイヌ、藤井麻湖講師によって報告されたモンゴル、高橋孝信研究員によって報告されたタミル等については特に喪葬において葬送歌が歌われるとの指摘はありませんでした。これに対して、辰巳正明研究員の報告の中国貴州トン族の葬送、李岩講師によって報告された中国朝鮮族、辺見葉子講師によって報告されたイングランド、ケルト等においては葬送歌の存在が指摘されています。このように、地域・文化と関係なく葬送には挽歌もしくは哀傷歌が歌われるというものではありませんが、他方においてそれが存在する場合、如何なる歌が歌われるか、それらは何を意味するのか興味深いものがあります。

さきほど触れましたように、『万葉集』にみえる葬送儀礼にかかわって歌われる歌の性格は明確ではありませんが、大御葬の歌は伝説歌といってよいものでした。それらと個別的な哀傷歌との関係はどのようなものであるのか、何を契機として日本において個別的な哀傷歌的挽歌が詠われるようになったのかも問題になるでしょう。

中国においても、『樂府』にみえる挽歌は伝説歌として詠われたと知られます。その一方で、葬儀において歌われたかどうか、『文選』にみえる挽歌は個別的な歌でした。『万葉集』の挽歌も個別的な死にかかわって詠まれた歌でしたが、西郷信綱氏は人麻呂作の挽歌は中国から受容した説の影響を受けていると指摘され、芳賀紀雄氏は墓誌や願文の表現との関連を指摘しておられます。<sup>(2)</sup> 小生も、別稿において敦煌願文集にみえる願文との関連も考慮すべき事を指摘しました。これら挽歌もある枠組みをもちつつも、個別的表现をもつものであり、発想の方法はかならずしも伝説歌とは重なりません。

日本においても集団によって伝説される儀礼的挽歌とともに民謡的な個人の挽歌もあったのではないかとみられますが、すでに『万葉集』の挽歌は確実に伝説性を脱し、個性をもった挽歌となっていました。

ます。その意味では他の相聞や雑歌とおなじく、個性をもった詩人の存在を前提とした歌であったということになります。こうしたことは言うまでもないことながら、『万葉集』の挽歌が日本の葬送歌の流れの中で言えば、古代性を受け継ぎつつ、当時における近代性、つまり中国文学の影響を受けたところで生成してきたものであることを明確に示しているといえましょう。

しかし、『万葉集』にみえる、習俗としての葬送儀礼における、慣習的目的でない個性をもった挽歌の成立とその維持された期間はそれほど長くはありません。このことは何を意味するか、これは『万葉集』挽歌の性格、挽歌史の中では特異な時期の特異な存在であったことを意味するようにも見えます。挽歌は、日本の貴族社会においては奈良時代以後、儀礼から離れ、より個別的な人間関係の中に埋没する哀傷歌に変化していくことになることは確かです。

日本ではそのように挽歌が失われてしまいながら、明治以後に特異な形で古代の伝誦歌が用いられはしても、もはや一般的な習俗として挽歌が詠われることはありません。しかし、日本を取り巻く世界においては現在もなお個別的な事情によってそれぞれの挽歌が保持されているところもあり、それらとの比較は日本の挽歌を考える手がかりとなるわけです。最初にも述べましたが、各地域の事情は異なります。今回は多くの地域をカバーすることはできませんでしたが、研究員それぞれの立場から何らかの示唆を与えていただけるものと考える次第です。

#### 注

- 1 青木生子「挽歌の源流」(『青木生子著作集 第四卷 萬葉挽歌論』平成10年4月)
- 2 西郷信綱「柿本人麻呂」(『詩の発生』1964年3月)
- 3 芳賀紀雄 「憶良の挽歌詩」(『万葉集における中国文学の受容』2003年10月)